

国保料30年度に統一

県内17市町、緩和措置も

県会常任委

県会は12日、厚生、土木警察の両常任委員会を開いた。自営業者らが加入する国民健康保険について、理事者は、県内17市町がそれぞれ設定している保険料の水準を2030年度に統一すると明らかにした。統一保険料は、各市町の保険料の平均とする方針。統一前に比べて保険料が高くなる市町には激変緩和措置を導入する。(吉川良治)

県内の21年の被保険者数は18年比7・3%減の13万6073人と減少傾向にある。1人当たりの医療費は高齢化の影響で増加傾向にある。被保険者数が少ない市町ほど、医療費増加による財政への影響が大きい。

ことから、国は都道府県ごとに統一の保険料水準にするよう求めている。県内では統一に向け、有識者らで構成する県国民健康保険運営協議会が今後の運営方針の骨子案を取りまとめた。県によると、保険料は現

在、県が被保険者数や所得、医療費などを踏まえて示す目安を参考に市町が決めており、本年度の1人当たりの保険料が最も低い高浜町と最も高い永平寺町では1・37倍の差がある。統一により、県内のどの市町に住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同額の保険料となる。

市町が個別に運営していた国保は、18年度から県が財政運営の責任主体となった。県が市町から国保事業費納付金を受ける一方、被保険者への給付費に必要な費用を

市町に支払っている。納付金は医療費水準が高い市町は加算、低い市町は減算されており、保険料統一の30年度までに医療費水準による調整を段階的に廃止する。

統一によって保険料が高くなる市町に対する激変緩和措置については、25年度から段階的に保険料を統一水準に引き上げるとともに、市町の財政負担増分に対して交付金を新設する方向で来年度に詳細を決める。